

# 一般社団法人クリスチャンセンター神戸バイブル・ハウス定款細則

## 第1章 社員及び会費

(社員の資格の取得)

第1条 定款第5条第1項に規定する入会申込書の様式は、入退会規程に定める。

(会費)

第2条 定款第6条に規定する年会費の額は、次のとおりとする。

社員 10,000円

(社員の権利及び義務)

第3条 社員がこの法人に対して持つ権利とは、定款第3条に定めた本会の目的を達成するために実施する事業に参加し、またはその事業を通じて知識・情報を得ることをいう。

2. 社員が本会に対して持つ義務とは、会費を支払うことをいう

(退会)

第4条 定款第7条に規定する退会届の様式は、入退会規程に定める。

(除名)

第5条 定款第8条に規定する除名の要件に該当するか否かの判断は、理事会の決議による。

2. 当該社員を除名しようとする場合、当該社員に対して、総会の日から1週間前までにその旨を通知する。

3. 総会において除名決議を得た場合、当該社員に対して、その旨を通知することにより、除名手続きは完了する。

## 第2章 総会

(構成)

第6条 総会を構成する社員とは、理事会で承認された社員をいう。

(総会社員数)

第7条 総社員数は、理事会において承認された社員の数をいう。

(招集)

第8条 代表理事は、理事会において、あらかじめ決定された順序に基づいてその職務を行う。

2. 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日から1週間前までに通知しなければならない。

3. 総会の議案に利害関係を有する代表理事は、総会を招集することができない。

4. 定款第13条に基づき、社員が総会開催の請求をした場合において、代表理事が遅滞なく招集の手続きを行わない場合、または総会招集の請求の日から6週間以内の日を総会の日とする招集の通知が発せられない場合、総会は当該請求を行った会員が招集する。

(議長)

第9条 定款第13条に基づき開催する臨時総会の議長は、出席社員の発議により選出する。  
(定足数)

第10条 社員の出席数は社員本人の出席数、ならびに社員本人による議決権行使書面提出数及び委任状提出数の合計をいう。

(決議)

第11条 定款第17条第2項(6)その他法令で定めた事項とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第49条第2項に規定された下記の事項とする。

- (1) 役員の一部免除
- (2) 事業の全部の譲渡
- (3) 解散及び精算完了までの継続
- (4) 吸収合併契約及び新設合併契約の承認

(書面表決等)

第12条 代理権を証する書面(委任状)及び議決権行使書面は、総会ごとに本会が定め、開催通知と合わせて社員に送付する。

2. 社員が総会の議決権を、本法人が定める議決権行使書面の郵送による提出、もしくは同書面に記載すべき事項の電磁的方法による提出で行使する場合、その提出期限は当該総会の日時の直前の本法人業務時間の終了時とする。

(議事録)

第13条 総会の議事録は書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

2. 総会の議事録には、総会の開催日時及び場所、議長の氏名、議事の経過の要領及びその結果、監事が総会において述べた意見又は発言内容の概要、総会に出席した理事又は監事の氏名を記載しなければならない。

### 第3章 役員

(役員の設定)

第14条 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるとき、副理事長は理事長職務を代行することとし、その代行順位は、理事会の決議により決定する。

(役員を選任)

第15条 総会に提案する次期役員候補者は、理事会の決議により決定する。

2. 役員を増員する場合、若しくは現役員が任期中に退任する場合、総会に提案する次期役員候補者は理事会で決める。

3. 日本聖書協会総主事は理事に選任される。

4. 友の会委員長(友の会会長)は理事に選任される。

(役員職務)

第16条 理事は理事会を構成し、会務の執行にかかる審議に参画するとともに、委員会活動等を分担して担うものとする。

2. 監事はその職務を適切に遂行するため、理事との意思疎通を図り、情報の収集及び監査

の環境の整備に努めなければならない。

3. 理事及び理事会は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

4. 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(理事の任期)

第17条 理事の任期は第15条3、4の理事を除き、一期2年で、再任されることができ、4期を限度とする。

(役員解任)

第18条 定款第24条に規定する役員解任要件に該当するか否かの判断は理事会の決議による。

2. 当該役員を解任しようとする場合、当該役員に対して、総会の日から1週間前までにその旨を通知する。

(報酬)

第19条 常勤役員に対して支払われる報酬は、総会において定めた報酬等の支給の基準にしたがって、別に定める「常勤役員報酬規程」に基づき算定した額とする。

#### 第4章 名誉理事

(名誉理事)

第20条 本法人に名誉理事を置き、詳細は別に定める規程による。

#### 第5章 理事会

(開催)

第21条 理事会は、毎年定例の4回及び次の場合に開催する。

- 1) 理事長が必要と認めたとき。
- 2) 理事長以外の理事より会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。
- 3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会招集の通知が発せられない場合には、請求をした理事が招集したとき。
- 4) 監事から開催の請求があったときで、請求のあった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会招集の通知が発せられない場合には、請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第22条 前条第3号及び第4号の場合を除き、理事会は理事長が招集する。

2. 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対しその通

知をしなければならない。

(書面審議)

第23条 定款第32第2項に定めた一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、あらかじめ理事に対して通知した事項の提案について、書面または電子メールにより理事全員から同意の意思表示を得た場合には、理事会の決議があったものとみなすことをいう。

2. 前項に定めた提案は次の事項に限定することとし、(3)緊急を要する事項については、直後に開催される理事会において報告することとする。

- (1) 入退会の承認
- (2) 議事録署名人の承認
- (3) 緊急を要する事項

(決議方法)

第24条 理事会の決議は、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2. 前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。  
3. 議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

(決議の省略)

第25条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の議決があったものみなすものとする。ただし、監事が異議を述べた場合は、その限りではない。

2. 定款第33条第2項に規定する状況とは、テレビ会議または電話会議を用いた会議を開催することをいう。

(監事の出席)

第26条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(傍聴)

第27条 やむを得ぬ理由のため、理事会に出席できない理事は、当該理事会の開催状況等を把握するため、理事会の都度、予め事務局に書面で通知した者1名(正社員に限る)を当該理事会に傍聴させることができる。

(理事による利益相反取引等の制限)

第28条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のために本法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- (2) 理事が自己又は第三者のために本法人と取引をしようとするとき。
- (3) 本法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本法人と当該

理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2. 理事が前項に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

- (1) 取引をする理由
- (2) 取引の内容
- (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
- (4) 取引が正当であることを示す参考資料
- (5) その他必要事項

3. 前項により理事会に示した事項を変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(利益相反取引等の報告)

第29条 理事が前条第1項に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を、遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(議事録)

第30条 議事録は書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

2. 議事録には、理事会の開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、理事会に出席した理事及び監事の氏名を記載しなければならない。

3. 議事録には、出席した理事及び監事は、これに署名するか、または、記名押印しなければならない。

4. 議事録は、理事会の日から主たる事務所で10年間保存するものとする。

## 第6章 組織

(委員会)

第32条 当法人に下記の委員会を設置し、当法人の業務を分掌する。

(1) 運営委員会

理事会又は理事長より付議された事項及び業務を執行するにあたって必要な事項の審議及び日常の業務を執行するにあたって必要な事項を審議決定。

(2) 展示委員会

聖書及び関連資料の収集、展示。聖書普及に必要な啓発活動の実施。

(3) セミナー委員会

聖書に関連するセミナーの企画立案と実施。

(4) キリスト教の世界委員会

キリスト教歴史と文化及びキリスト教各教派の信仰理解を深めるための活動の実施。

(5) イベント委員会

聖書及び聖書の歴史や文化に関わる理解を深めるための企画立案及び実施。

(6) 聖書リレー朗読委員会

キリスト教会・キリスト教関係諸団体関係者が集い、旧約聖書・新約聖書をリレー式に朗読することを通して聖書の御言葉を学び、一致を深めるため。

(7) 広報委員会

本法人の目的を理解してもらうため、活動内容の情報受発信。

(8) 財務委員会

本法人の予算執行を管理し、決算及び予算作成の実施。

(9) 財政委員会

本法人財政の健全性と安定性を確保するための方策を理事会に答申。

(10) 友の会委員会

本法人の運営を物心両面から支援するための活動の実施。

2. 各委員会の組織ならびに運営に関する事項（次条に定める事項は除く）は、それぞれの規程に定める。

(委員の選任・任期)

第 33 条 委員会に委員長及び委員を置くこととし、その選任は理事会で定める。

2. 委員会の委員長任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。

3. 委員会の委員に欠員を生じたとき、後任は理事会で定める。

4. 前項の委員会は委員長1名及び委員で構成する。

5. 前項の委員長及び委員は理事長が選任及び解任をする。なお、委員長及び委員の選任及び解任については、理事会の承認を得なければならない。

6. 第1項の委員会は、理事会に従って本法人の会務を遂行し、その結果を理事会に報告する。

7. 第2項の委員長に対して別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、日当として支給することができる。

(事務局)

第 34 条 事務局の組織及び運営に関する事項は、事務局規程に定める。

(事業報告及び決算)

第 35 条 この法人の会計処理に関する事項は、財務委員会規程に定める。

(特別会計)

第 36 条 この法人の特別会計に関する事項は、財務委員会規程に定める。

(借入金)

第 37 条 この法人の借入金処理に関する事項は、財務委員会規程に定める。

(改廃)

第 38 条 この定款細則の改廃は、事務局で検討し、運営委員会で審議の上、理事会の承認を得て行う。

## 第7章 雑則

(規程及び細則)

第39条 本法人の運営及び本定款の施行に必要な規程又は細則は、本定款に別に定めがある場合を除き、理事会の決議によりこれを定めることができる。

(定款に定めのない事項)

第40条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令に従う。

附則

1. この定款細則は、2017年9月4日に施行する。